

広島県告示第二百七十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課、河川課及び各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

| | | | |
|--------------|-----------|------------------|----------------|
| 河川の名称 | 河 川 の 区 間 | | 担当建設事務所 |
| | 左岸 | 三原市本郷町船木字兼広から海まで | |
| 二級河川沼田川水系沼田川 | 右岸 | 三原市本郷町船木字藤附から海まで | 広島県東部建設事務所三原支所 |

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十二年三月二十九日